

1. (カードの利用)

たんぎん I C キャッシュカードは、株式会社但馬銀行 (以下「当行」といいます。) が普通預金 (総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。) および貯蓄預金について発行する、生体認証機能を備えた I C チップを搭載したキャッシュカード (以下「I C カード」といいます。) で、次の場合にご利用いただけます。

ただし、指静脈情報が未登録の I C カードにつきましては、「たんぎん生体認証規定」に定める生体認証サービスはご利用いただけません。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等 (以下「預入業務提携先」といいます。) の現金自動預金機 (現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。) を使用して普通預金または貯蓄預金 (以下これらを「預金」といいます。) に預入れる場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等 (以下「支払業務提携先」といいます。以下「預入業務提携先」と「支払業務提携先」を合せて「提携先」といいます。) の現金自動支払機 (現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。) を使用して預金を払戻す場合。(当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。)
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等の自動振込機 (振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。) を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行が定めた取引を行う場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機の操作手順に従って預金機に I C カードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の操作手順に従って支払機に I C カードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻しは、当行所定の金額、または当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲とします。
- (3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と第 6 条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。) を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の操作手順に従って振込機に I C カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (有効期限)

- (1) 平成 23 年 3 月以前に発行した I C カード (I C カードの表面に「有効期限」の表示があるカード) 有効期限到来後は、I C カードのご利用ができなくなります。有効期限が到来するまでに、有効期限の無い新 I C カードを送付します。新 I C カード到着後、旧 I C カードの磁気ストライプ部分および I C チップの中央部分を切断のうえ破棄してください。
- (2) 平成 23 年 4 月以降に発行した I C カード (I C カードの表面に「有効期限」の表示がないカード) 有効期限は定めのないものとします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行および提携先の支払機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および提携先の所定の支払機・振込機利用に関する手数料 (以下「自動機利用手数料」といいます。) をいただきます。
- (2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人 (配偶者および預金者と生計をともにする親族のうちいずれか 1 名に限りません。) による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、預金者から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のための I C カードを発行します。
- (2) 代理人 I C カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人 I C カードの利用についてもこの規定を適用します。ただし、当座貸越にかかる払戻しはできません。

8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内 (午前 9 時より午後 3 時まで。以下同じです。) に限り、当行本支店の窓口で通帳により預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口で I C カードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはありません。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、金額、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、I C カードとともに提出してください。なお、ご本人のご確認のため、必要に応じて運転免許証等身元確認書類の提示を求められることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. (I C カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

I C カードにより預入れた金額、払戻した金額および自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機および振込機で使用されたとき、または当行本支店の窓口へ提出されたときにいたします。また、窓口で I C カードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (I C カード・暗証番号の管理等)

(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された I C カードが、当行が本人に交付した I C カードであることおよび入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致していることを確認したうえで、また指静脈情報が登録されている場合は当行所定の機器によ

て同一性を認定したうえで預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様に I C カードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

- (2) I C カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。I C カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに I C カードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。なお、暗証番号の変更は、本人からの書面による届出または当行の支払機を利用して随時行うことができます。
 - (3) I C カードが盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
11. (偽造カード等による払戻等)
偽造または変造 I C カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であつて本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、I C カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) I C カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害 (手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額の補てんを請求することができます。ア. I C カードの盗難に気づいてから、すみやかに当行への通知が行われていることイ. 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていることウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日 (ただし、当行の通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しにかかる損害 (手数料や利息を含みます。) の額に相当する金額 (以下「補てん対象額」といいます。) を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日 (当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。) から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。ア. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - (ロ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など。) によって行われた場合
 - (ハ) 本人が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- イ. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して I C カードが盗難にあった場合

13. (I C カードの紛失、届出事項の変更等)

I C カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号、カードによる 1 日あたりの利用限度額その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

14. (I C カードの再発行等)

- (1) I C カードの盗難、紛失等の場合の I C カードの再発行は、当行所定の手続をした後にいたします。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) I C カードを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (預金機・支払機・振込機への操作等)

当行の預金機・支払機および振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、I C カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合または I C カードの利用を取りやめる場合には、I C カードの磁気ストライプ部分および I C チップの中央部分を切断のうえ破棄してください。なお、当行「普通預金規定」または「貯蓄預金規定」により、預金口座が凍結された場合にも同様に破棄してください。
- (2) I C カードの改ざん、不正使用など当行が I C カードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり、直ちに I C カードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、I C カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。ア. 第 17 条に定める規定に違反した場合イ. 預金口座に限り、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定期間が経過した場合ウ. I C カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
17. (譲渡・買入れ等の禁止)
I C カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。
18. (規定の適用)
この規定に定めのない事項については、当行「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」、「振込規定」、「デビットカード取引規定」および「たんぎんカードローン My Life 30 当座貸越契約書」により取扱います。また、I C チップに指静脈情報が登録されている場合は、「たんぎん生体認証規定」により取扱います。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上